

海外経済要録

米州諸国

◇米国の1959年国民総生産

昨年の米国の国民総生産は、4,795億ドルと、前年を8.6%上回る大幅な上昇を示した。四半期別にみた場合、第2四半期に年率4,848億ドルと史上最高を記録した後、鉄鋼ストのため若干減退、第4四半期年率4,835億ドルで越年した。

- (1) 個人消費支出は年間を通じ、活発な上昇を続けた。上半期急激に増大した耐久財支出は、その後鉄鋼ストによる自動車などの生産減と所得の不安定とを反映して若干減退したが、非耐久財およびサービス支出は着実な増勢をたどった。
- (2) 一昨年来急増をみせた住宅建築は金融市場の引締まりに伴い後半やや低下したが、企業の建設および設備投資は年間を通じ増加を続けた。景気の上昇と鉄鋼スト懸念から事業在庫は上半期に急増、鉄鋼ストの開始に伴って第3四半期には大きく減少したが、年間ベースでみれば消費支出とともに経済拡大の主因をなした。
- (3) 輸入は国内景気の上昇に伴い急激に増加したが、輸出はこれに比し伸び悩みをみせ、海外純投資は年間8億ドルのマイナスに転じた。
- (4) 連邦政府の物資、サービス購入は防衛関係を主因

米国の国民総生産

(季節調整済年率、単位・億ドル)

区 分	1958年	1959年	1959年			
			1/4	2/4	3/4	4/4
国民総生産	4,417	4,795	4,704	4,848	4,786	4,835
個人消費支出	2,930	3,116	3,039	3,112	3,133	3,170
耐久財	376	430	413	441	436	428
非耐久財	1,419	1,479	1,453	1,477	1,480	1,501
サービス	1,134	1,207	1,174	1,194	1,216	1,241
国内民間総投資	549	711	700	777	670	697
新規建設	358	402	397	410	410	392
生産設備	229	261	239	260	270	275
事業在庫増減	- 38	48	63	107	- 10	30
海外純投資	12	- 8	- 9	- 18	0	- 6
政府買付	926	976	974	977	984	974
連邦政府	522	535	538	539	536	527
地方政府	405	441	436	438	448	447
国民総生産 (1954年価格)	3,990	4,260	4,207	4,321	4,243	4,268

資料: Survey of Current Business.

に若干の増大を示し、州、地方政府の支出も全体に増勢を続けた。

◇米国の1959年国際収支

昨年の米国の国際収支は-51億ドル（IMF払込分1,375百万ドルを除けば37億ドル）と、前年の34億ドルをさらに上回る大幅赤字を記録した。これは主として貿易収支の黒字が輸出の停滞と輸入の著増から、前年の33億ドルから9億ドルに急減したことによるものであるが、この影響は民間対外投資の減少と外国対米投資の増大によってかなり相殺された。

- (1) 商品輸出は第1四半期を境に増勢に転じたが、その水準はなお1956~57年当時を大幅に下回っている。増加の主因は欧州の食糧事情を映じた農産物の増加であり、完成品輸出は鉄鋼ストの影響などもあって低調裡に推移した。
 - (2) 前年来急上昇をたどってきた商品輸入は、輸入割当を見越した石油、ストを見越した鉄鋼などの増加を主に引続き増勢を続けたが、そのテンポは下半期にはいりやや鈍化した。農産物輸入は国内食肉生産の好転、コーヒー価格の下落などから前年をやや下回った。
 - (3) 貿易外では海運および旅行関係が受取、支払ともに増加し、投資収益はほぼ前年並みにとどまった。
 - (4) 国内金融市場の逼迫を映じ、諸外国の対米起債、米国短期資金の海外流出はともに減少、諸外国の対米投資は逆に増大した。海外諸国に対する民間直接投資は対中南米投資の減少にもかかわらず、対西欧投資の増加を主因に前年を上回る活況を示した。
 - (5) 海外における軍事支出は前年をやや下回り、政府借款も第4四半期に英国、西ドイツ、フランスなどの期限前返済があつて前年以下にとどまった。
- 以上の結果増大した諸外国金ドル準備の大部分は、依然西欧、日本などの工業諸国に集中し、中南米およびスターリング地域の準備は若干の減少を示した。金の流出は米国市中金利の上昇に伴い減少、前年の23億ドルに対し、IMF出資分344百万ドルを含め11億ドルにとどまった。この結果米国の保有する金残高は、年末現在で19,507百万ドルとなった。

米国の国際収支

(単位・百万ドル)

区 分	1958年	1959年	1959年			
			1/4	2/4	3/4	4/4
商 品 輸 出 ⁽¹⁾	16,227	16,211	3,798	4,061	4,032	4,320
サービス受取	6,972	7,126	1,583	1,737	1,844	1,962
商 品 輸 入	12,946	15,335	3,604	3,885	3,852	3,994
サービス支払 ⁽²⁾	5,296	5,782	1,203	1,471	1,744	1,364
民間対外投資	2,844	2,145	383	752	405	605
政府支出 ⁽³⁾	5,993	6,486	1,323	2,854	1,340	969
外国対米投資 ⁽⁴⁾	24	558	75	190	158	135
外国保有金増減	2,275	1,076	96	741	167	72
外国保有ドル増減	1,140	4,001	744	1,876	1,078	303
記録外受取	441	776	217	357	62	140

(注) (1) 軍機援助分を除く。

(2) 海外軍事支出を除き、民間送金および政府関係年金などの送金を含む。

(3) 軍機援助分を除き、第2四半期におけるIMF払込(1,375百万ドル)を含む。

(4) 短期投資および長期国債投資を除く。

資料: Survey of Current Business.

諸外国金ドル準備

(単位・百万ドル)

区 分	1958年 12月末	1959年		1959年中 増減(△)
		6月末	12月末	
西 欧 大 陸 諸 国	17,868	18,959	19,951	2,083
スターリング地域	5,131	5,283	5,084	△ 47
カ ナ ダ	3,438	3,537	3,607	169
中 南 米	4,123	4,278	4,015	△ 108
アジア(日本を除く)	1,549	1,664	1,836	287
日 本	1,095	1,382	1,541	446
国 際 機 関	3,371	5,188	6,225	2,854
そ の 他 と も 計	36,913	40,662	42,633	5,720

資料: Federal Reserve Bulletin.

◇米国の輸出振興計画

大統領は3月17日、議会に対し特別教書を送り、最近の国際市場における競争激化、米国国際収支の赤字などにかんがみ、米国の輸出を促進させるために必要な諸対策を明らかにした。教書中に示されたおもなものは次のとおりで、その細目は後日必要経費の支出承認要請と合わせて議会に提出される予定である。

- (1) 輸出入銀行に対し、新たに短期(180日以内)の輸出信用保証を行なわせる。
 - (2) 海外駐在の商務官の人数を現在の2倍以上に増員するとともに、情報の収集頒布、国際見本市や通商使節団の積極的活用などを通じ、政府の輸出促進努力を強化する。
 - (3) 海外に新たな貿易センターを設ける。
- 輸出入銀行では、大統領の特別教書に対応して、従来

同行の行なってきた輸出金融の範囲を拡大する計画を発表したが、その要点は次のとおりである。

- (1) 新たに短期の輸出信用保証を行なう。
- (2) 当該保証は戦争、内乱、通貨交換性の停止、輸入制限などの政治的理由に基づく損失に限って適用する。
- (3) 輸出業者はかかる保証に対し、一定の保証料を支払う。
- (4) 同行が従来行なってきた中期の輸出金融については、商業銀行とのいっそう緊密な連携の下にこれを拡大、効率化する、たとえば商業銀行および輸出業者が一定割合の信用を供与する場合には、同行が爾余を自動的に融資するなどの方法を考慮する。

◇ニューヨーク州の銀行法改正

ニューヨーク州議会は3月21日、懸案の銀行関係法(omnibus banking bill)を可決、同法は即日知事の署名を得て7月1日から発効することとなった。同法のおもな内容は次のとおり。

- (1) ニューヨーク市所在の商業銀行は、現在の営業地区に隣接する Nassau および Westchester の2郡において支店設置を申請しようと同時に、当該2郡所在の商業銀行もニューヨーク市に支店開設を申請しうる(従来ニューヨーク州銀行法は単一銀行主義の建前から、同州を9個の銀行地区にわかれ、本店所在地区以外の地区における支店設置を禁止していた。近年近郊地域の急速な発展に伴い、ニューヨーク市所在の大銀行は、特に人口増加の著しい前記2郡に対して進出を希望していたものである。)。ニューヨーク州のかかる決定は、同様支店拡大の要請をかかえたイリノイ、ウィスコンシン、ミゾーリなどの諸州に対しても大きな影響をもつものとみられている。
- (2) ニューヨーク市所在の貯蓄銀行は、上記2郡に対し、2個以内の支店開設を申請しうる。
- (3) 州法により免許された貯蓄貸付組合(Savings & loan association)は、本店から5マイル以内において1個の支店を開設しえ、また人口3万人以上の地域を単位とするものは、現在貯蓄銀行に対し認められているのと同数の支店を開設しうる。
- (4) 2個以上の地区にわたる銀行持株会社(Bank holding Company)の設立を認め、州銀行局(State Banking Board)に対しこれの監督権限を与える。
(かかる持株会社の設立は、大銀行および中小銀行の利害問題から、1957年以降一時停止されていた。)
ニューヨーク州議会はさらに31日、外国銀行がニューヨーク州において、預金受入業務を伴う支店を開設する

ことを認める法案を可決した。この措置は、米国銀行に対し同様の権利を認めている諸外国の銀行に対してのみ適用される。この結果わが国の銀行がニューヨーク州に支店を開設して預金業務を行なうことも、法的には可能となった。

◇米州開発銀行の第1回総務会

米州開発銀行第1回総務会は2月3～17日にわたりサンサルバドルにおいて行なわれた。今回の総務会は同行の総裁、理事を選出すること、準備委員会の設立準備事務および同行内規の承認を求めるために開催されたものである。

本総務会において総裁(任期5年)にはIMFの現理事、チリのFelipe Herrera博士が選出され、理事(7名で任期3年)には米国、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、メキシコ、エルサルバドル、ハイティの各代表が選出された。前記7名で構成される理事会(理事会の議長には総裁があたる)の第1回会合は4月中旬、ワシントンの同行本部において行なわれる予定である。

なお同行への未加盟国はキューバのみを残し、米国をはじめ中南米19か国の全加盟が決定した。

欧 州 諸 国

◇英国の1959年下半年国際収支

4月1日英大蔵省が発表した1959年下半年の英国の国際収支の特色は次のとおりである。

- (1) 貿易収支は58百万ポンドの赤字で前年同期(5百万ポンドの黒字)に比し著しく悪化した。これは生産の高水準と在庫投資の増加から輸入の増加が輸出の増加を上回ったためである。
- (2) 貿易外収支の黒字は88百万ポンドと前期および前年同期に比して減少したのは、利子、利潤、配当収入が増加したものの、石油の海外収益が減少したことが主因となっている。
- (3) したがって經常収支の黒字は30百万ポンドと前年同期(123百万ポンド)を大きく下回り、年間黒字は145百万ポンド(前年349百万ポンド)と1955年以來の最低を示した。
- (4) 長期資本収支の赤字は270百万ポンドと前期に引続きかなりの巨額に上ったが、これは輸出入銀行返済89百万ポンド、スターリング地域向け借款26百万ポンド、米加借款返済27百万ポンド、EPU返済4百万ポンドなどによるのが大きく、一般の資本流出はほぼ昨年並み(116百万ポンド)であった。

(5) この結果、下半期の經常・長期資本総合国際収支は240百万の赤字となり、年間では58年の90百万ポンドの黒字に対して403百万ポンドの大幅な赤字となった。

なお、上記を反映して金・外貨準備は下半期中156百万ポンド減少して年末残高は977百万ポンド(2,735百万ドル)となり、海外のポンド保有残高も128百万ポンド増加(前年同期71百万ポンド増)して年末残高は4.203百万ポンド(11,768百万ドル)となった。

英国の国際収支の推移

区 分	1958年	1959年	1958年		1959年	
			上半期	下半期	上半期	下半期
経 常 収 支	+349	+145	+226	+123	+115	+30
貿 易 収 支	+98	-58	+93	+5	-	-58
(輸 出)	(3,428)	(3,547)	(1,721)	(1,707)	(1,749)	(1,798)
(輸 入)	(3,330)	(3,605)	(1,628)	(1,702)	(1,749)	(1,856)
貿 易 外 収 支	+251	+203	+133	+118	+115	+88
長 期 資 本 収 支	-259	-548	-116	-143	-278	-270
政 府	-49	-358	-16	-33	-198	-160
民 間	-210	-190	-100	-110	-80	-110
総 合 収 支	+90	-403	+110	-20	-163	-240
金・外貨準備増減(-)	+284	-119	+287	-3	+37	-156
ポンド残高増減(-)	+58	+227	-13	+71	+99	+128

◇英国の1960年経済白書

英国大蔵省は3月31日、1960年経済白書を発表した。同白書による英国経済の現状分析ならびに今後の見通しは次のとおりである。

- (1) 1959年は英国経済にとって良き年であった。58年末から始まった経済の拡大はほとんど全産業に拡がり、しかもその拡大は物価の上昇を伴わなかった。しかしながら本年初めに至り、国内需要の伸びをそのまま放置すれば、生産資源および国際収支に困難が生ずる兆候が現われ、これが1月21日公定歩合引上げの理由の一つであった。
- (2) 一方本年の世界経済については、先進国の経済拡大が昨年ほど急速ではないにしても上昇傾向を続けるものと思われるほか、後進国の購買力増加、輸入規制緩和が昨年以上に世界貿易の増大に寄与すると予想され、また共同市場と欧州自由貿易連合の関税問題も本年中にはさほど影響がないとみられる。したがって本年の世界経済の見通しはかなり明るく、英国の輸出増加が見込まれる。
- (3) 国内需要については、公共支出は昨年2.5%の実質増加を示したが、本年は国防支出、地方公共団体の

教育費の増大などにより4.5%の実質増加が見込まれる。公共投資は本年度約6%増(昨年度の増加率は9.5%)と若干増加率が縮小するが、民間投資の急増(昨年末の調査では、本年の製造工業の投資計画は14%増)が予想されるので、本年の総固定投資は少なくとも昨年(実質増加率4.5%)と同じ速度で上昇するものとみられる。これに対して個人消費は昨年4%の実質増加率を示したが、本年は昨年ほど増加しないであろうし、在庫投資も昨年第4四半期に急増したから本年は昨年ほど増加しないものと思われる。

(4) 物価は昨 year 上昇傾向が少なく、生産性の上昇が賃金の増加を上回ったため、生産の単位当り労働コストは低下した。本年の生産性上昇は未稼働設備が1年前よりも少なくなっているから昨年ほど大きくないであろうし、この冬に妥結をみた賃上げ、労働時間の短縮は時間当り約5%の支払増加となるであろうから、これが全産業に発生するとすれば、コストの上昇は避けられないであろう。企業利潤は配当、設備投資のために留保しなければならぬし、また今後のコスト上昇によっても若干影響を受けるであろうが、その一部を消費者に還元するため価格の引下げを行なうべきである。

(5) 国際収支の見通しについては、海外投資は政府、民間を通じ昨年を上回るものとみられ、輸入は少なくとも昨年並みに増加(昨年の増加率は6.5%)し、交易条件も若干悪化するものとみられるので、総合国際収支は昨年同様赤字になるであろう。赤字の幅は輸出の増加が昨年(増加率5%)をどれだけ上回るかにかかってくるが、輸出の増加は英国の輸出価格が競争力を維持し、国内需要の増加が輸出意欲を減退せしめないかぎり可能であろう。

(6) したがって1960年における政策の重点は物価の安定と国際収支の均衡を維持しつつ投資および生産を着実に増加させてゆくことにある。その成否は総需要と生産資源の均衡、コストと物価に対する警戒、輸出増大に有利な環境の確保いかににかかっており、これらの諸条件が満たされるならば、本年も引続き経済拡大の年となりうるであろう。

以上のごとき白書の見解に対する一般の論調は、白書が過熱の兆候を指摘し、政府はこれが防止のため引締め政策を強化する気構えであると受け取っており、政府が今後いかなる対策をいつ打ち出すか、その出方に注目している。

◇英国の1960年度予算

4月5日エイモリ蔵相は議会において新年度予算を発

表した。蔵相が予算演説で示した一般経済情勢の分析は、さきに発表された経済白書のそれと大差ないが、次の点を強調している。すなわち、前年度の積極政策は経済の安定的拡大をもたらしたが、本年度予算はこの繁栄を地固めするにあり、その唯一の方法は物価の安定を維持して輸出を伸ばすことにある。最近の経済拡大テンポは資源の点からみて、過熱の危険性をはらんでおり、昨年の国際収支には失望している。経済が適度のバランスを保つ上において重要なのはいうまでもなく金融政策であって、諸政策は環境の変化に応じて打ち出さねばならない。いまや信用のこれ以上の膨脹は警戒を要すべき段階であり、民間投資の増加を逆転させるような急激な対策をとろうとは思わないが、国内経済あるいは国際収支を悪化させるような信用膨脹が起らないように注意しなければならず、政府としてもこれが対策を打ち出す用意がある旨を明らかにした。

1. 予算規模

本年度の予算規模を前年度と比較(調整後の計数については別表注参照)すると、本年度経常歳入は5,958百万ポンドと前年度実績に比し内国歳入270百万ポンド増、関税および内国消費税98百万ポンド増を主因に327百万ポンド増加している。これに対して経常歳出は5,586百万ポンドと前年度予算に比し、国防費85百万ポンド増、教育費、健康保険などの支出増による民政費の256百万ポンド増、国債費の41百万ポンド増などから363百万ポンドの増加となっている。したがって経常収支の黒字は372百万ポンドと前年度予算よりも270百万ポンド多く、前年度実績(386百万ポンド)を14百万ポンド下回っているにすぎない。

一方調整後の資本支出の赤字は国有化産業への貸付減などから703百万ポンドと前年度予算(823百万ポンド)を大きく下回り、総合収支も331百万ポンド(調整前の赤字は318百万ポンド)と前年度予算の赤字(721百万ポンド)を下回り、ほぼ前年実績並みの赤字となっている。

2. 主要諸施策

(1) 利潤税を2.5%引き上げて12.5%とする。これは歳入としては本年度約1百万ポンド増加するにすぎないが、企業利潤がここ1年間急増して今後もその高水準の持続が見込まれるからである。ただし前年度に復活された投資控除制度は引続き実施される。

(2) たばこ輸入関税を1ポンド当り3シリング4ペンス引上げ、これに伴いたばこ小売価格は20本包みにつき2ペンスの値上げ(現行3シリング11ペンス)が行なわれるが、これは本年度歳入増加の必要から強行し

たものである（これによる本年度の歳入増39百万ポンド、平年度40百万ポンド増加の見込み）。

(3) 脱税防止対策—いわゆる“golden handshake”と称する免職された重役、労働者への支払金に対する免税措置の濫用や株式、証券などの取引に伴う脱税行為を防止する措置を講ずる。

(4) 小額貯蓄の奨励措置—小額貯蓄証券の個人当り許容保有限度につき、国民貯蓄証券を現行1,000口から1,200口へ、国防債券を現行2,000ポンドから5,000ポンドへ、割増貯蓄債券を現行500ポンドから800ポンドへ引き上げ、また割増貯蓄債券の発売日から第1回抽籤償還日までの期間を従来の6ヵ月から3ヵ月に短縮するとともに、応募者の平均利回りを0.5%引き上げて4.5%とする。

上述のごとき本年度予算に対する反響をみると、シティ筋では、本年度の歳入増を歳入面でカバーできないであろうとみていた向きは安堵の色を示し、緊縮予算を懸念していた向きは好感し、減税を予想していた向きは失望の色をみせるなど区々な受け取り方を示している。これに対して英国産業連盟（FBI）では、政府のインフレ防止に対する態度を好感しつつも、利潤税の引上げは企業所得に対して50%以上の課税を行なうこととなり、企業意欲を減退させるものであるとして特に遺憾の意を表明し、産業界でも一般に失望の色をみせている。

英国の1960年度予算

(単位：百万ポンド)

区 分	1960年度 予 算	前年度実績	前年度予算
経 常 歳 入	5,980 (5,958)	5,630	5,325
経 常 歳 出	5,676 (5,586)	5,244	5,223
うち国債費	769	742	728
国防費	1,618	1,504	1,533
民政費	3,218	2,998	2,962
経 常 収 支	304 (372)	386	102
資 本 純 支 出	-622 (-703)	- 700	- 823
総 合 収 支	-318 (-331)	- 314	- 721

(注) カッコ内の計数は、前年度予算および実績との実質的比較上、歳入を現行税制ベースで、歳出を支出項目の組替え（鉄道赤字補填90百万ポンドを資本支出から経常歳出へ）で調整した計数。

◇西ドイツ財政上の景気調整措置

西ドイツ連邦政府は3月9日、所得税法上の諸優遇措置の縮小を主とする以下のごとき一連の措置を決定、こ

れを議会に提出した。

西ドイツの景気過熱化の最大の危険は過度の設備投資にあるとみられるが、企業の投資資金の自己金融依存度の大きいことが金融政策による投資抑制効果をより間接的なものたらしめるをえなくしている。本措置は、税制面から自己金融を抑制し、頃来金融政策にかかりすぎている景気調整の負担を軽減せんとするもので、ブンデスバンクが再三政府に要請してきた金融引締め政策への協力に応じたものである。なお本措置はこのほか従来指摘されてきた優遇措置の濫用を防止せんとする意図をも含むものとされている。

(1) 普通償却制度の縮小—事業用動産に対する定率法による減価償却の最高限度は、従来定額法による割合の2.5倍かつ25%以下となっていたが、これを2倍かつ20%以下に引き下げ、3月9日以降取得された全事業用動産に適用する。

(2) 退職年金引当金の算定利率の引上げ—退職年金引当金の最低算定利率は従来3.5%であったが、これを5.5%に引き上げる。これにより引当金に対する組入額は約4%減ずるものと見込まれている。

(3) 住宅の特別償却の変更—新築住宅に対しては従来初・2年度各10%、3年度以降10年間各年3%の特別償却が認められていたが、これを初・2年度各7.5%、3年度以降6年間各4%に改める。

(4) 建築貯蓄の払込期間の延長—従来払込期間5年以上の建築貯蓄契約による建築貯蓄金庫に対する払込金に対しては所得税法上の特別支出控除が認められていたが、この払込期間を8年以上に変更するとともに、6年目以降の払込は前5年の平均の1.5倍をこえてはならないものとする。後段の規定は従来満期直前に払込を集中する方法により本制度の濫用が行なわれた弊にかんがみためのである。

(5) 投機税の対象期間の延長—従来、取得後3ヵ月以内に行なわれた経済財、特に有価証券の譲渡は投機行為とみなされ、売買差益は所得税の対象とされたが、この期間を6ヵ月に延長する。

(6) 経費支出に対する検査の厳格化—今後不相応な経費支出に対しては、健全なる企業経営の見地からきびしい検査を行なう。贈与、狩猟、料亭などに対する支出は特にきびしく経費支出から排除する。

以上の諸措置中最も重要なのは普通償却制度である。エツェル蔵相は「従来の償却率は各国中最高であり、これが大きな投資刺激要因として作用してきた」と述べているが、本措置により事業用動産に対する投資資金源としての減価償却は約20%減ずるわけであり、これは今回

の措置全体による約4億マルクの税収増加（企業の流動性吸収）よりははるかに大きな意味を有するものと考えられる。もちろんその実施にはなお議会の承認を要し、かつまた実施されたとしても、来年実際に税額の査定・支出が行なわれるまでは企業の資金繰りに影響を及ぼしえず、したがって景気調整の即時的効果は期待薄であるとの批判もあるが、ともあれ景気対策としてかかる財政政策が打ち出されたことの意義は評価に値するものといえよう。

◇イタリアの1959年度国際収支

イタリアの1959年度国際収支は引続き好調を維持し、59年末金・外貨準備残高(注)は2,986百万ドル（58年末は2,222百万ドル）に達し、同年中765百万ドルを増加した。この増加額は前年増加額850百万ドルに比すれば約1億ドル少ないが、これは主として昨年末、イタリアがIMF、欧州投資銀行、EMAなどの国際金融機関に対し、出資割当251百万ドルを払い込んだことによるものである。

(注) 1959年末金・外貨準備残高(2,986百万ドル)のうち、2,953百万ドルは金および交換可能通貨が占め(イタリア銀行保有金準備275百万ドル、イタリア為替局および為替銀行保有金・外貨2,678百万ドル)、その他EPU決済尻残高およびアルゼンチンなどに対する特別貸付ないし焦付債権はわずか33.8百万ドルにすぎない。また為替局および為替銀行保有金・外貨2,678百万ドルのうち為替銀行の保有外貨は10%に満たず、ほとんどが為替局保有の外貨である。

すなわち、1959年度の貿易収支は輸入の増大(前年比9.7%増)にもかかわらずそれを上回る輸出の好調(同13.6%増)から著しい改善を示し、入超額は385百万ドルと前年比10.4%の減少を示した。

また貿易外収支黒字額は1,037百万ドル(前年1,055百万ドル)とほぼ前年並みであった。これは観光収入を除く大部分の貿易外収入が減少(運賃収入前年比-5%、11.7百万ドル減、移民送金同-11.8%、31.6百万ドル減)したのに加え、観光収支の黒字も、外国人旅行者の増加(1959年中16.8百万人、前年比9.8%増)にもかかわらずイタリア人による海外旅行支払の増加(58年の67百万ドルから59年82百万ドルに増加)から受取超過が437百万ドルと前年比31百万ドルの増加にとどまったためである。ただ投資利潤のみは前年の15.4百万ドルの支払超過に対し59年は10.2百万ドルの受取超過であり、最近のイタリアの海外投資の顕著な増加傾向(後述)を裏付けるものとして注目される。

一方資本勘定では、1959年中多額の民間外資(58年の176百万ドルに対し345百万ドル)が流入したにもかかわらず、前述のごとくイタリア人による海外投資も58年

の11百万ドルから59年には34.7百万ドルにも達したほか、昨年末国際金融機関への出資251.4百万ドル(58年は69百万ドル)、貸付返済52百万ドル(58年41百万ドル)、イタリアからの外資引揚げ8.4百万ドル(58年5.4百万ドル)など総計346.3百万ドルの海外流出をみた。また国際金融機関からの借款は82百万ドルと前年度比23%の減少を示した反面、イタリアの銀行から外国銀行への短期資金移動は依然多額に上り、59年も120百万ドルに達した(58年110百万ドル、57年53百万ドル)。以上の結果、59年の資本勘定での受取超過はわずか7.7百万ドルと58年の受取超過294百万ドルに比し大幅の減少を示した。

◇イタリア・リラ貨の平価設定

イタリア政府は3月31日、IMFとの協定に基づき、イタリア・リラ貨のIMFに対する平価を1米ドル625リラに設定した。

イタリアは1947年3月27日、IMFに加入が認められたが、当時のイタリアの為替管理制度ではリラの為替相場は前月中の自由市場の平均を公定相場と定めており、その幅も最低650リラから最高350リラまでかなり大幅な変動が許されていた。このためイタリアはIMF加盟後も今日まで平価を設定しないままIMF加盟諸国との為替取引を行なっていたが、特に最近のイタリア経済の安定的発展ならびに30億ドルに上る金・外貨準備の保有から、リラ貨は欧州諸国通貨のうち最も強くかつ安定した通貨の一つとなり、為替相場も625リラから全く変動を示さず、平価設定の基礎は十分に固まっていた。

イタリアは今回の平価設定に先立ち、2月イタリア銀行保有金準備の再評価を対米ドル625リラを基準に実施(35年3月号要録参照)してリラ貨の実勢に法的根拠を与えていた。したがって今回のリラ貨の平価設定の基準は、さきのイタリア銀行保有金準備の再評価と全く同様の1ドル625リラ、金1オンス35ドルの基準によっており、この結果1リラの純金量目は0.00142187グラム、純金1オンス21,875リラとなった。

◇オーストリア国立銀行の公定歩合および支払準備率引上げ

オーストリア国立銀行は、3月17日公定歩合を4.5%から5%へ引き上げるとともに、4月1日以降支払準備率を従来の一率5%から当座預金については9%、貯蓄預金については7%へ引き上げた。なお支払準備率引上げは、昨年末現在の当座預金および貯蓄預金の残高合計が10百万シリング(1米ドル=26シリング)をこえる金

融機関に対してのみ適用される。

オーストリア経済は、昨春来建築投資を中心に上昇を続けてきたが、その後設備投資の活発化もあって次第に上昇テンポが強まり（鉱工業生産指数、前年比、第3四半期+4.6%、10月+5%、11月+10%）、労働市場にも窮迫傾向がみえはじめている（12月の就業者数前年比+2.6%）。

かかる情勢から、昨年第4四半期以降、輸出の好調（前年比+12%）にもかかわらず、輸入はこれを大幅に上回る急増（同22%）を示し、金・外貨準備は9月末以降81百万ドル減少し1月末660百万ドルに落ち込むに至った。物価は現在のところさしたる上昇を示していない（1月前年比+0.9%）が、最近賃上げ要求がとみに強まっており（賃金指数、12月前年比+6.6%）、需要旺盛の現状では企業者がこれを価格に転嫁することは容易とみられるので、今後の動向が懸念されている。

景況上昇を反映し、昨年中の金融機関貸出は年末に近づくに従い増勢を強め（四半期別増加額各11、13、15、17億シリング）、年間増加額は56億シリングと前年32億シリングを大幅に上回った。しかし一方預金も貯蓄預金の伸び（55.7億シリング増）を中心に年間77億シリングの増加（前年68億シリング増）を示したため、金融機関の流動性はむしろ高まるに至っている。

今回の引締め措置はかかる景気の現状にかんがみ、過熱化防止のためにとられたものであり、支払準備率引上げによる流動性吸収額は13億シリング以上に上るものと推定されている。

◇スペイン銀行の公定歩合引下げ

スペイン銀行は4月11日から公定歩合を0.5%引き下げ5.75%にする旨8日発表した。

スペインは昨年7月OECE加盟時にペセタの30%切下げ（対ドル42ペセタ→60ペセタ）、公定歩合の5%から6.25%への大幅引上げ（8月3日）を中心とする強力な経済再建計画を実施した。その結果貿易収支は顕著な改善（1959年下半年赤字115百万ドル、前年同期295百万ドル）を示し、12月には黒字に転じたが、特に貿易外収支の好転、援助資金受入れ（2月、OECE25百万ドル追加信用わく承認、昨年8月以降合計1億ドル）により国際収支は計画実施後年末までに117百万ドル、本年1～2月68.7百万ドルの黒字を記録、ペセタも安定を取り戻した。しかし緊縮財政と金融引締めの結果昨年の工業生産は58年を15～20%下回ったとみられ、現状では本年の生産も58年水準には及ばないであろうとされている。

かかる情勢に対し、2月発表されたOECE経済報告は再建計画の成功を認めた後、その成果を確固たるものとするためには今後民間投資の振興を図る必要があろうとしているが、金融当局も生産に若干の刺激を与える必要を認め、今回公定歩合の小幅引下げを行なったものとみられる。

アジアおよび大洋州諸国

◇エカフェ・アジア極東経済年報の概要

エカフェ（国連アジア極東経済委員会）は、このほど1959年の経済年報を発表した。

今回の報告では、①昨年中、域内諸国の生産は農工業とも増大し、輸出も伸長して外貨事情は改善され、また物価も概して安定的傾向をたどるなど、経済情勢が全般に改善をみたこと、②現行の経済開発計画は多くの国で1960～61年に終結するが、食糧生産については目標をいまだかなり下回る国が多く、今後、農業の計画目標を達成するためには、土地制度および信用機構の整備ならびに市場開拓などが必要であること、③経済開発計画を効果的に推進するためには、先進国からのいっそうの援助を必要とするが、地域内諸国においても相互に開発計画を調整し、それによって域内貿易の促進を図る必要があること、などの点が強調されている。

この報告に述べられている昨年中の域内経済概観につき注目される点は次のとおりである。

(1) 生産

農業生産は全般に好転をみ、特に米麦などの穀類は前年比11%の増産となって従来の記録（1956～57年度）を更新した。また、綿花、茶、錫を別として、ゴム、鉄鉱石は先進国の需要増大から、ジュートは好天気に恵まれたことからそれぞれ前年を上回る増産となった。

他方、域内主要工業国の昨年上半期の工業生産は、前年同期比16%と顕著な増加をみた。このうち、日本や台湾、韓国、パキスタン、フィリピンなどは比較的順調な増加をみたが、インドは繊維産業の不振が響いて増加の幅は僅少であった。

(2) 貿易動向

いわゆる第1次産品生産国の輸出は、昨年第2四半期以降、世界平均とはほぼ同一比率を保ちつつ前年水準を凌駕している。日本を除くエカフェ地域内第1次産品生産国の輸出も同様に回復傾向をたどったが、ただこれら諸国の輸出が、域外第1次産品生産国の輸出に比し、減少する際はテンポが速く、逆に回復の際はテ

ンポがおそいことは注目を要しよう。一方、域内第1次産品生産国の輸入は、引続き抑制政策がとられたためさしたる増勢をみなかった。

この結果、これら諸国における昨年上半年期の貿易収支は前年同期に比し年率10億ドル方の改善をみ、また海外からの援助増大もあって、外貨準備高は昨年9月には3,165百万ドルと前年同期を110百万ドル方上回るに至った。

(3) 通貨・物価動向

生産は順調に拡大したにもかかわらず、輸入が概して抑制傾向を維持し、さらに財政赤字や輸出の好転が背景となって、米穀生産国とパキスタンを除き、インフレ圧力がなお根強く胚胎した。このため各国において財政・金融面から種々のインフレ対策が講ぜられた。すなわち、財政面では、①輸入為替付加金制度の創設（フィリピン、韓国）、②増税のための税制改正（フィリピン、シンガポール、タイ）、③開発計画の調整ないし合理化（インド、マラヤ、イラン、ビルマ、パキスタン、フィリピン）、④国債市中消化の促進（台湾、ビルマ）などの措置が、また金融面では、①高額紙幣の額面切下げ、大口預金の凍結、為替レートの切下げ（インドネシア）、②準備預金制度の採択ないしレートの引上げ（日本、フィリピン、台湾）、③公定歩合の引上げ（日本、パキスタン、台湾）、④選択的信用統制の継続（フィリピン）などの措置がとられた。

この結果、昨年上半年期の物価変動率は、インドネシア以外の国ではほとんどが5%以下にとどまるなど、物価情勢は総じて安定的傾向を維持した。

◇インド準備銀行の商業銀行貸出抑制

インド準備銀行は、3月11日、最近の物価上昇懸念と本年度財政の赤字増大傾向に対応するため、商業銀行（指定銀行）に対し次のごとき貸出規制を実施するよう指示した。

- (1) 株式担保貸出（注1）を行なう場合は50%以上の保証金を徴収すること。
- (2) 3月11日以降、預金純増額の25%を追加準備（注2）として準備銀行に預入すること。
- (3) 投機的な商品取引に対する金融を行なわないこと。

（注1） 商業銀行の株式および社債担保貸出は、1954年以来著増を続けている。

（注2） 準備預金は、これまで最低率（要求払債務の5%、定期性債務の2%）が適用されていた。なお最低率をこえる準備預金には付利されることになっている。

◇パキスタン中央銀行の商業銀行貸出抑制

パキスタン中央銀行は、3月24日、最近の市中信用の増大および物価上昇傾向に対処するため、商業銀行に対し次のごとき貸出規制を行なうよう指示した。

- (1) 商業銀行は、産業用機械および鉄鋼を除く工業製品の輸入に対する貸出を抑制すること。
- (2) また、綿糸（輸出向けを除く）および株式を担保とする貸出は、担保価格のそれぞれ60%、50%以内にとどめること。

◇タイの関税定率法改正

タイ政府は、3月3日、新関税定率法を公布、即日実施した。タイでは、1936年の関税法制定以来、すでに17回の改正を行なってきたが、今回の大幅改正は、①旧関税法の税目を根本的に改め、その分類を増加して実情に合うよう措置する必要がある、②国内農工業の育成を図るために必要とされる原材料などの関税を引き下げ、他面、非必需物資や国内産業と競合する物資についてはこれを引き上げることにより関税の弾力的運用を図る必要がある、③60年度予算（1～12月）では税収を前年度比18%増と見込んでいるが、これを達成するには、きまに実施した所得税などの引上げ措置と合わせ、関税収入を増加させる必要がある、などの事情によるものである。

新関税定率法の骨子および関税収入の見通しは次のとおりである。

(1) 税目分類の増加

通関業務を現在の国際貿易事情に沿うよう合理化するため、税目が従来の198分類から1,097分類へ増加された。

(2) 税率の改正

農工業の育成、教育振興、福祉増進の趣旨から、農機具、教材、薬品、医療器具などについて減免税が実施された一方、関税増収の見地から燃料油（ガソリン1リットル当り0.55バーツから0.7バーツへ）や玩具（75%から80%へ）、亜鉛鉄板などに対する税率の引上げが行なわれた。

(3) 大蔵大臣に対する減税決定の権限付与

大蔵大臣は、政府の保護奨励下にある業種が、海外から機械、原材料などを買い付ける場合の輸入関税率について、引下げの限度を通常の税率の3分の2以内とし、かつ閣議の承認を得ることを条件として、自ら決定する権限を付与された。

(4) 関税収入の見通し

関税収入は、今回の改正に伴い年間60百万バーツ、2.7%方増加して2,300百万バーツ（税収予算の44%）

となる見込み。増収予定額のうち、40百万パーツは上記燃料油関税の増収による分とされている。

◇中共の1960年度経済計画

3月30日から開催された第2期全国人民代表大会第2回会議において決定された本年度経済計画の概要は次のとおりである。

(1) 工農業生産総額 2,980億元 前年比23%増

工業 2,100 〃 〃 29% 〃

重工業 1,270 〃 〃 32% 〃

軽工業 830 〃 〃 24% 〃

農業 880 〃 〃 12% 〃

(2) 基本建設投資額 (国家予算によるもの)

325億元 前年比21.7%増

工業58.3% 農業・水利・林業・気象12% 運

輸・郵便電信20.9% 科学研究・文化・教育・

衛生3.5% 商業1.3% 都市建設2.8% その

他1.2%

(注) 上記のほか、地方における国家予算によらない基本建設投資額は約60億元(前年50億元)。

(3) 主要生産高

(4) 基準投資額以上(注)の施工件数(工業部門)

鉄鋼73 電力192(火力115、水力49、送電変電

工事28) 石炭81 石油17 機械203 化学67

建築材料および森林129 紡織105 製紙40

製糖23 製塩20 水産10

(注) 投資額に業種別の基準額が設けられており、それを上回るものを指す。たとえば鉄鋼、自動車、造船などは1千万元以上、紡織、製紙などは5百万元以上の工事をいう。

(5) 人民公社および町内工業生産高

農村人民公社 150億元前後 前年比約50%増

都市人民公社および都市町内工業生産高

40億元前後 前年比約100%増

(6) 貨物輸送量 1,430百万トン 前年比42%増

鉄道 720 〃 〃 33% 〃

自動車 540 〃 〃 57% 〃

汽船・はしけ 170 〃 〃 38% 〃

(7) 交通および運輸開発

鉄道新設キロ数 8,389キロ 前年比82%増

自動車道路 〃 6,500 〃

公路改修 19,000 〃

国内航空路開発 8,000 〃

(8) その他

商品小売総額 725億元 前年比14%増

職員・労働者平均賃金 〃 6% 〃

品 目	単 位	生産高	前年比増 加率(%)
鉄	鉄 万トン	2,750	34
鋼	塊 〃	1,840	38
硫	酸 〃	150	42
セ	メント 〃	1,600	30
木	材 万 m ³	4,700	14
発	電 量 億KWH	555~580	34~40
石	炭 百万トン	425	22
原	油 万トン	520	41
発	電 設 備 万KW	330	53
金	属 切 削 旋 盤 万 台	9	29
ト	ラ ク タ ー		200以上
機	械牽引器具、動力脱穀機		150前後
機	関車、貨車、トラック		50以上
食	糧		10前後
綿	花		〃
綿	糸 万 梱	900	9
綿	布 億 m	76	1.3
	紙 万トン	280	31
砂	糖 〃	130	15
食	用 植 物 油 〃	170	16
	塩 〃	1,400	27
水	産 物 〃	580	16
卷	た ば こ 万 箱	600	9

◇中共の1960年度国家予算

3月30日から始まった第2期全国人民代表大会第2回会議において中共の本年度国家予算が決定した。これによると歳出入ともに700.2億元でその規模は歳入において前年度比29.3%、歳出において32.7%をそれぞれ増大した。その概要は次のとおりである。次表のとおり、歳入においては、企業および事業収入がその過半を占めるが、税金を含めれば国営企業からの納入金は歳入総額の約93%に達し、歳入の前年度比増加額のほとんど全額がこの納入金の増加に見合っている。

部 門 別	金 額	前年決算 比 増	歳入に占める 割 合
国 営 企 業	654.3億元	157.0億元	93.4%
農 村 人 民 公 社	41.0	—	5.9
そ の 他	4.9	—	0.7
計	700.2	158.6	100.0

他方、歳出面では経済建設、社会文教方面への支出は前年度比それぞれ33%、47%の増加で、これに主として経済開発関係支出に当てられる銀行貸付資金増額分を加

中共の1960年度予算

入			
歳	金額	構成比	前年決算比
摘要	億元	%	%
企業および事業収入	453.0	64.7	35.8
税	243.6	34.8	19.0
商工業税	194.5	(27.8)	23.9
農業税	33.0	(4.7)	0
その他	3.6	0.5	8.9
計	700.2	100.0	29.3
出			
歳	金額	構成比	前年決算比
摘要	億元	%	%
経済建設費	429.1	61.3	33.4
社会文教および科学費	86.2	12.3	47.1
行政管理費	31.7	4.5	9.4
国防費	58.0	8.3	0
債務償還費	12.0	1.7	23.8
対外援助費	5.0	0.7	40.5
その他	3.2	0.5	10.3
銀行貸付資金増額	58.0	8.3	31.0
予備費	17.0	2.4	...
計	700.2	100.0	32.7

えると経済、文化関係支出は歳出の82%に達し、その増加が顕著である。なおこのような経済、文化関係支出の大幅増加に対し、行政管理費、国防費は昨年並みに据え置かれている。

◇ニュージーランドの支払準備率引下げ

ニュージーランド準備銀行は、商業銀行の要求払債務に対する支払準備率を従来の34%から22%へ引き下げ、3月15日から実施した。

今回の措置は、3月の徴税期を考慮した季節的調整を主眼としたものであるが、①今回の準備率引下げは12%と前年の引下げ率(8½%)を大幅に上回っていること、②商業銀行のキャッシュ・ポジション(注)は比較的高水準にあること、などから金融緩和の意図も含まれて

いるものとみられる。

(注) キャッシュ・ポジションとは、商業銀行の対中央銀行預け金より法定準備預金と中央銀行借入金相当額を控除したものを。

支払準備率と商業銀行のキャッシュ・ポジションの推移

変更時期	要求払債務	定期性債務	商業銀行のキャッシュ・(注)ポジション
(法定最低率)	(7%)	(3%)	百万NZポンド
1958年3月引下げ	10%	5%	17.6%
4月引上げ	26%	10%	-5.1%
7月	28½%	10%	-15.5%
59年3月引下げ	20%	10%	-2.7%
4月引上げ	28½%	10%	-4.2%
9月	30%	10%	8.0%
12月	34%	10%	2.3%
60年3月引下げ	22%	10%	19.9%

(注) 月の最後の水曜日の計数、1960年3月は16日の計数。

◇ニュージーランドの輸入制限緩和措置

ニュージーランド政府は3月9日、1960年の輸入ライセンス発給計画について追加発表を行ない、各種消費財を含む約300品目につき輸入制限の緩和を実施した。その概要は次のとおり。

- (1) A品目("Amount Applied for" Allocation)が新設され、輸入額の少ないナフタリン、純絹くつ下など31品目は、申請額がそのまま許可される。
- (2) 基準割当品目では、織物、テーブルクロス、カメラ、壁紙など約90品目につき、前年比10~50%の割当増加が行なわれる。
- (3) 前年実績の150%まで輸入の認められるR品目には、医薬品、電気モーター、ミシンなど52品目が追加される。
- (4) 木材に対する対ドル差別が廃止され、差別品目は自動車のみとなる。
- (5) その他、個別申請に対する割当わくを増大する。

今回の措置は、同国の外貨事情の好転を背景に、物価騰貴の抑制を意図したものとみられる。なお、この措置による輸入増加は15~20百万NZポンドで、1960年の年間輸入規模は250百万NZポンドに達するものと見込まれている(59年実績は205百万NZポンド)。